

かかりつけ医報告機能対象医療機関 管理者 殿

宮城県保健福祉部長
(公印省略)

かかりつけ医機能報告制度の実施について (回答)

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年度から、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の18の4の規定により、地域におけるかかりつけ医機能を確保するために必要な病院又は診療所の管理者は、自院が有するかかりつけ医機能の内容を都道府県知事に報告することとなっております。

報告の方法等は、下記のとおりですので、法の趣旨を御理解の上、期限内の報告に御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 報告対象医療機関

特定機能病院及び歯科医療機関を除く全ての病院・診療所

2 報告方法

原則として、医療機関等情報支援システム (G-MIS) にて御報告願います。

【URL】 <https://www.med-login.mhlw.go.jp>

※1 スマートフォンやタブレット端末からの報告はできません。

※2 紙媒体での報告を希望する場合は、当課企画推進班まで御連絡ください。

3 報告期間

令和8年1月1日（木）～3月13日（金）

※随時、報告内容の確認を行い、必要に応じて、修正依頼等をさせていただきますので、あらかじめ御承知願います。

4 報告内容

(1) 1号機能

継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療その他の日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能

(2) 2号機能（1号機能に該当する場合に報告が必要）

イ 通常の診療時間外の診療 ロ 入退院時の支援

ハ 在宅医療の提供 ニ 介護サービス等と連携した医療提供

5 その他

・具体的な報告手順や各報告事項の考え方などについては、別添制度周知リーフレットや宮城県公式ホームページに記載されている報告マニュアル等を御確認願います。

【URL・QRコード】

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryou/kakaritukeikinouhoukokuseido.html>

・同時期に実施される「医療機能情報提供制度に基づく定期報告」とは別の報告制度になりますので、それぞれ報告を行う必要があることに御留意願います。



【問い合わせ先】

○ 医療機関等情報支援システム (G-MIS) に関すること

担当：厚生労働省 G-MIS 事務局

T E L : 050-3355-8230 (平日午前9時から午後5時まで)

○ かかりつけ医機能報告制度・本通知に関すること

担当：保健福祉部医療政策課企画推進班

T E L : 022-211-2618 (平日午前8時30分から午後5時15分まで)

F A X : 022-211-2694

E-mail : iryoseisek@pref.miyagi.lg.jp